

優良鉄筋継手部検査会社認定規定

2007年11月29日 制定
＜中略・改正記録表記載＞
2014年9月18日 改正
2018年9月27日 改正

第1章 総則

1. 目的

本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会(以下、「協会」という。)が、日本鉄筋継手協会優良会社認定制度規則(以下、「規則」という。)に基づき、鉄筋継手部(ガス圧接継手、溶接継手、機械式継手)の非破壊検査を事業とする会社(以下、「検査会社」という。)について、第三者性、検査体制及び品質管理体制を審査・評価し、「優良鉄筋継手部検査会社」の認定を行い、広く公表し、鉄筋継手部の非破壊検査に関する品質管理及び信頼性の向上に寄与することを目的とする。

2. 適用範囲

本規定は、優良鉄筋継手部検査会社の新規認定及び更新認定に適用する。

- (1) 新規認定は、検査会社が新たに優良鉄筋継手部検査会社の認定を取得する場合をいう。
- (2) 更新認定は、検査会社が継続して優良鉄筋継手部検査会社の認定を取得する場合をいう。

3. 委員会

本規定は、優良会社認定委員会(以下、「委員会」という。)が所管し、委員会は、次の業務を担当する。

- (1) 認定に関する審査基準の作成、見直し及び公表
- (2) 認定に関する審査及び評価の実施
- (3) 理事会への評価結果の上程
- (4) 規定、実施細則及び実施要領の策定及び改正案の立案
- (5) その他、審査及び評価に必要と認められる業務

第2章 優良鉄筋継手部検査会社

4. 優良鉄筋継手部検査会社の要件

優良鉄筋継手部検査会社は、次の要件を満足しなければならない。

- (1) 協会の正会員であること。なお、会員外であっても申請と同時に入会手続きを行う場合は、この限りではない。

- (2) 事業の目的が、鉄筋継手部の非破壊検査を業務としている会社であること。
- (3) 認定に関する審査基準を満足していること。

5. 認定の範囲

優良鉄筋継手部検査会社の認定の範囲は、優良鉄筋継手部検査会社の品質管理体制に包括される事業所とする。ただし、委員会が、品質管理体制の包括範囲外であると判断した事業所は含まない。

6. 認定の有効期間

新規認定及び更新認定の有効期間は、3年間とし、認定日より3年後の4月末日とする。

7. 履行義務

優良鉄筋継手部検査会社は、次の履行義務を遵守しなければならない。

- (1) 公正で適正な検査業務を行うこと。
- (2) 検査業務において、第三者性を確保すること。
- (3) 認定時の検査体制及び品質管理体制を維持し、認定された検査標準要領書及び検査作業標準に従った適正な鉄筋継手部の検査を行うこと。
- (4) 認定の要件に係わる変更が生じた場合は、書面にて速やかに協会へ届け出ること。

第3章 審査項目及び審査基準

8. 審査項目

優良鉄筋継手部検査会社の認定に関する審査項目は、次のとおりとする。

- (1) 検査の第三者性
- (2) 検査体制
- (3) 検査の品質管理体制
- (4) 検査の品質管理能力

9. 審査基準

優良鉄筋継手部検査会社の認定に関する各審査項目の審査基準は、実施細則に定める。

第4章 認定申請

10. 申請手続き

- (1) 新規認定又は更新認定の認定を申請する検査会社（以下、「申請会社」という。）は、別に定める認定申請書及び申請に必要な提出書類等（以下、「書類等」という。）を過不足無く添付し、協会に申請しなければならない。
- (2) 申請会社は、申請と同時に、別に定める申請料及び審査料を納付しなければならない。

(3) 書類等に不備が確認された場合は、申請会社へ差し戻し、申請手続きを中止する。

1 1. 申請期間

新規認定及び更新認定の申請は、原則として毎年1回とし、その期間は実施細則に定める。

1 2. 申請に必要な提出書類等

認定の申請に必要な提出書類等は、実施細則に定める。

第5章 審査及び評価

1 3. 審査

- (1) 新規認定及び更新認定における審査は、書類審査及び現地審査とする。
- (2) 委員会は、申請会社ごとに担当する審査員を決定する。
- (3) 審査員は、担当する申請会社について審査し、審査記録を作成する。

1 4. 是正

- (1) 申請会社は、審査記録に記載された指摘事項については是正しなければならない。
- (2) 申請会社は、審査記録を受取った日の翌日より2週間以内に、是正された書類を協会に提出しなければならない。なお、是正は、1回を限度とする。
- (3) 是正が不十分な場合は、認定に至らない。

1 5. 審査報告書

審査員は、審査記録に基づいて優良鉄筋継手部検査会社審査報告書（以下、「審査報告書」という。）を作成する。なお、審査記録に記載された指摘事項については是正が行われた場合は、審査記録及び申請会社より提出された書類を確認し、審査報告書を確定する。

1 6. 評価

委員会は、各申請会社の審査報告書に基づいて、次の評価を行う。

- (1) 認定に関する審査基準を満たす場合、「認定可」とする。
- (2) 認定に関する審査基準を満たさない場合、「認定不可」とする。

第6章 認定

1 7. 認定の決定

委員会は、申請会社ごとの審査報告書に基づいて評価し、理事会管理委員会へ評価結果を附議する。

1 8. 認定等の通知

協会は、理事会の承認後、速やかに認定の可否を申請会社へ通知する。

19. 認定書の発行

協会は、認定が承認された申請会社に、次の事項を記載した優良鉄筋継手部検査会社認定書（以下、「認定書」という。）を発行する。なお、認定書は、理事会の承認後、速やかに申請者に送付する。

- (1) 認定書の名称：優良鉄筋継手部検査会社認定書
- (2) 法人名称：認定された法人名称又は事業所名称を記載する。
- (3) 所在地：認定された法人又は事業所の所在地を記載する。
- (4) 認定番号：J R J I - 優検 - 登録番号
- (5) 有効期間：認定の有効期間を表記する。
- (6) 評価項目：優良鉄筋継手部検査会社の認定に関する審査項目
- (7) 特記：認定に必要な事項

第7章 認定の失効等

20. 認定の一時停止

認定期間中に本規定「4. 優良鉄筋継手部検査会社の要件」が満足できない状況となった場合、委員会が審査しその事実を確認した後、理事会に報告し、当該優良鉄筋継手部検査会社が保有する認定の一時停止期間を定め、当該認定を一時停止する旨を通知し、是正を求めると共に、協会ホームページ等にて公表する。

21. 認定の取消し

次の事項に該当する場合は、委員会が審査し、その事実を確認した後、理事会に報告し、理事会は認定書に記載されている有効期間に係らず優良鉄筋継手部検査会社の認定を取り消し、当該会社に対してその旨を通知すると共に、協会ホームページ等にて公表する。

- (1) 虚偽又は不正があった場合
- (2) 本規定「7. 履行義務」が遵守されなかった場合
- (3) 一時停止期間に是正が完了しなかった場合
- (4) 協会の名誉を著しく傷つける事由が発生した場合
- (5) その他、関連法令等に違反した場合

22. 認定の失効

- (1) 認定の一時停止となった場合、一時停止期間中は認定を失効とする。
- (2) 認定の取消しとなった場合は、認定の有効期間に係らず認定を失効とする。
- (3) (2) 項により失効となった場合は、理事会が承認した期間においては、認定申請を受理しない。

23. 認定書の返納

認定の一時停止又は認定の取消しを受けた場合は、10日以内に保有する認定書を協会へ返納しなければならない。

第8章 その他

24. 異議申立て

本規定に則り行われた事項について異議がある場合は、その通知等を受け取った日より10日以内に、協会に対して書面をもって異議申立てを行うことができる。但し、当該案件についての異議申立ては1回を限度とする。

25. 料金等

申請料、審査料及び認定料は、別に定める日本鉄筋継手協会料金表によることとし、その納付方法は、次のとおりとする。

- (1) 申請料及び審査料は、支払方法が口座引落以外の場合、申請時点で協会が発行する請求書に従い納付する。
- (2) 認定料は、支払方法が口座引落以外の場合、認定の通知が届いた時点で協会が発行する請求書に従い納付する。
- (3) 納付された料金等は、認定に至らなかった場合でも返却しない。
- (4) 追加の審査が必要と判断された場合に係る費用は、申請会社の負担とする。

26. 規定の改正又は廃止

本規定の改正又は廃止は、委員会の審議を経て、理事会の議決による。

附 則

1. 本規定は、2018年9月27日に改正し、同日より施行する。

改正記録表

改正No.	年月日	作成	審査	承認	改正内容
R00	2007年11月29日	委員会	管理委員会	理事会	制定
R01	2008年9月5日	委員会	管理委員会	理事会	現地調査実施等
R02	2009年7月23日	委員会	管理委員会	理事会	実施細則・要領の制定
R03	2010年9月15日	委員会	管理委員会	理事会	規則改正に伴う改定
R04	2011年9月22日	委員会	管理委員会	理事会	見直しに伴う改定
R05	2013年7月25日	委員会	管理委員会	理事会	整合に伴う改定
R06	2014年9月18日	委員会	管理委員会	理事会	審査報告書の導入
R07	2018年9月27日	委員会		理事会	見直しに伴う改定

委員会：優良会社認定委員会

<以下、空白>